

議 案 目 録

令和6年(2024年)9月2日

番 号	件 名
議案第 63 号	令和6年度(2024年度)彦根市一般会計補正予算(第5号)
議案第 64 号	令和6年度(2024年度)彦根市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)
議案第 65 号	令和6年度(2024年度)彦根市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)
議案第 66 号	令和6年度(2024年度)彦根市病院事業会計補正予算(第1号)
議案第 67 号	彦根市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例案
議案第 68 号	彦根市建築確認等に関する手数料条例の一部を改正する条例案
議案第 69 号	ふるさと彦根応援寄附条例の一部を改正する条例案
議案第 70 号	彦根市城山観覧料徴収条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例案
議案第 71 号	彦根市立児童館条例の一部を改正する条例案
議案第 72 号	彦根市営住宅の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案
議案第 73 号	彦根市子どもセンターの指定管理者の指定につき議決を求めることについて
議案第 74 号	令和5年度(2023年度)彦根市病院事業会計の決算につき認定を求めることについて
議案第 75 号	令和5年度(2023年度)彦根市水道事業会計の決算につき認定を求めることについて
議案第 76 号	令和5年度(2023年度)彦根市下水道事業会計の決算につき認定を求めることについて
議案第 77 号	彦根市教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて
議案第 78 号	彦根市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
議案第 79 号	彦根市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
諮問第 1 号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
諮問第 2 号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
諮問第 3 号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
諮問第 4 号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
諮問第 5 号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

諮問第 6 号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
報告第 16 号	令和5年度(2023年度)一般財団法人彦根市事業公社の決算状況について
報告第 17 号	第36期彦根総合地方卸売市場株式会社の決算状況について
報告第 18 号	第27期株式会社夢京橋の決算状況について
報告第 19 号	第21期株式会社四番町スクエアの決算状況について
報告第 20 号	市の債権の放棄について
報告第 21 号	市の債権の放棄について
報告第 22 号	市の債権の放棄について
報告第 23 号	市の債権の放棄について
報告第 24 号	市の債権の放棄について
報告第 25 号	市の債権の放棄について

議案第 67 号

彦根市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 6 年(2024 年)9 月 2 日

彦根市長 和田 裕 行

彦根市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

彦根市職員の退職手当に関する条例(昭和 29 年彦根市条例第 13 号)の一部を次のように改正する。

第 10 条第 11 項第 4 号中「職業」を「安定した職業」に、「もの」を「者」に改める。

付則第 6 項中「附則別表第 1」を「附則別表」に改める。

付則第 7 項中「第 35 条」を「第 35 条の 2」に改める。

付則第 9 項中「令和 7 年 3 月 31 日」を「令和 9 年 3 月 31 日」に改める。

付 則

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、付則第 6 項および第 7 項の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の彦根市職員の退職手当に関する条例(以下「退職手当条例」という。)第 10 条第 11 項第 4 号(同条第 15 項において準用する場合を含む。)の規定は、退職職員(退職した退職手当条例第 2 条第 1 項に規定する職員(同条第 2 項の規定により職員とみなされる者を含む。)をいう。以下同じ。)であってこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に安定した職業に就いた者について適用し、退職職員であって施行日前に職業に就いた者に対する就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

議案第 68 号

彦根市建築確認等に関する手数料条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 6 年(2024 年)9 月 2 日

彦根市長 和田 裕 行

彦根市建築確認等に関する手数料条例の一部を改正する条例

彦根市建築確認等に関する手数料条例(平成 12 年彦根市条例第 4 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条の表(2)の項および(3)の項中「第 18 条第 16 項」を「第 18 条第 20 項」に、同表(4)の項中「第 18 条第 19 項」を「第 18 条第 28 項」に、同表(5)の項中「第 18 条第 24 項第 1 号」を「第 18 条第 38 項第 1 号」に、同表(44)の項および(45)の項中「第 18 条第 16 項」を「第 18 条第 20 項」に、同表(46)の項中「第 18 条第 19 項」を「第 18 条第 28 項」に、同表(48)の項中「第 18 条第 16 項」を「第 18 条第 20 項」に、同表(49)の項中「第 18 条第 19 項」を「第 18 条第 28 項」に改める。

付 則

この条例は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(令和 6 年法律第 53 号)附則第 1 条第 3 号に掲げる規定の施行の日から施行する。

議案第 69 号

ふるさと彦根応援寄附条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 6 年(2024 年)9 月 2 日

彦根市長 和田 裕 行

ふるさと彦根応援寄附条例の一部を改正する条例

ふるさと彦根応援寄附条例(平成 20 年彦根市条例第 36 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「歴史文化遺産の承継、教育環境の整備、福祉の充実、国際交流の促進、「ひこにゃん」の応援およびまちの活性化を図るため、広く寄附」を「彦根市を応援しようとする個人または団体から広く寄附金」に改める。

第 2 条第 1 号から第 4 号までを次のように改める。

- (1) 人権福祉事業
- (2) 次世代育成事業
- (3) 文化産業事業
- (4) まちづくり事業

第 2 条中第 5 号および第 6 号を削り、第 7 号を第 5 号とする。

第 3 条第 2 項中「前条第 7 号」を「前条第 5 号」に改める。

第 4 条第 1 項中「次の各号」を「第 2 条第 1 号から第 4 号まで」に、「当該各号に定める基金に積み立てる」を「当該指定があった事業の財源に充てる」に改め、同項各号を削り、同条第 2 項中「第 2 条第 7 号」を「第 2 条第 5 号」に改める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 6 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後のふるさと彦根応援寄附条例の規定は、この条例の施行の日以後に寄附の申込みを受

けた寄附金について適用し、同日前に寄附の申込みを受けた寄附金については、なお従前の例による。

(ひこにゃん活動基金の設置、管理および処分に関する条例の一部改正)

- 3 ひこにゃん活動基金の設置、管理および処分に関する条例(平成 20 年彦根市条例第 37 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条中「ふるさと彦根応援寄附条例(平成 20 年彦根市条例第 36 号)第 4 条の規定により積み立てられる寄附金の」を「予算において定める」に改める。

議案第 70 号

彦根市城山観覧料徴収条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例案
上記の議案を提出する。

令和 6 年(2024 年)9 月 2 日

彦根市長 和田 裕 行

彦根市城山観覧料徴収条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

彦根市城山観覧料徴収条例の一部を改正する条例(令和 6 年彦根市条例第 19 号)の一部を次のように改正する。

別表第 2 の改正規定中「に改める」を「に改め、「半日」を削り、「50,000 円以内」の次に「(4 時間未満の使用に限る。)」を加え、「1 日」を削り、「80,000 円以内」の次に「(4 時間以上 8 時間未満の使用に限る。)」を加える」に改める。

別表第 3 の改正規定を次のように改める。

別表第 3 を次のように改める。

別表第 3(第 5 条関係)

区分	使用料
鳳 ^{ほうしやう} 翔台および茶室を利用する者	30 分未満 3,000 円
	30 分以上 4 時間未満 10,000 円
	4 時間以上 8 時間未満 20,000 円
御書院棟(玄関棟を含む。)を利用する者	30 分未満 10,000 円
	30 分以上 4 時間未満 30,000 円
	4 時間以上 8 時間未満 60,000 円
地震の間棟を利用する者	30 分未満 5,000 円
	30 分以上 4 時間未満 20,000 円
	4 時間以上 8 時間未満 40,000 円

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 71 号

彦根市立児童館条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 6 年(2024 年)9 月 2 日

彦根市長 和田 裕 行

彦根市立児童館条例の一部を改正する条例

彦根市立児童館条例(昭和 39 年彦根市条例第 22 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条の表彦根市立ふれあいの館の項を削る。

付 則

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例の規定による改正前の彦根市立児童館条例(以下「旧条例」という。)第 11 条第 1 項の規定に基づき彦根市立ふれあいの館の指定管理者(同項に規定する「指定管理者」をいう。)の指定を受けた法人その他の団体の役員および職員であった者に係る旧条例第 16 条第 3 項の規定による管理業務(旧条例第 11 条第 1 項に規定する「管理業務」をいう。以下同じ。)に関し知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用してはならない義務および旧条例第 16 条第 4 項の規定による管理業務に関し知り得た秘密を他に漏らし、または自己の利益のために使用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

議案第 72 号

彦根市営住宅の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案
上記の議案を提出する。

令和 6 年(2024 年)9 月 2 日

彦根市長 和田 裕 行

彦根市営住宅の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例

彦根市営住宅の設置および管理に関する条例(平成 9 年彦根市条例第 30 号)の一部を次のよう
に改正する。

別表第 2 に次のように加える。

- (9) 犯罪被害者等基本法(平成 16 年法律第 161 号)第 2 条第 2 項に規定する犯罪被害者等
であって、当該犯罪等により現に住宅に困窮していることが明らかであると市長が認め
るもの
- (10) 更生保護法(平成 19 年法律第 88 号)第 48 条に規定する保護観察対象者または同法第
85 条第 1 項に規定する更生緊急保護を受けている者
- (11) 次のいずれかに該当する者であって、22 歳以下のもの
 - ア 自立援助ホーム(児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 6 条の 3 第 1 項に規定する
児童自立生活援助事業を行う住居をいう。)に入居していた者
 - イ 児童福祉法第 27 条第 1 項第 3 号の規定により、同法第 6 条の 3 第 8 項に規定する
小規模住居型児童養育事業を行う者もしくは同法第 6 条の 4 に規定する里親(同条第
2 号に規定する養子縁組里親を除く。)に委託されていた者または同法第 41 条に規定
する児童養護施設、同法第 43 条の 2 に規定する児童心理治療施設もしくは同法第 44
条に規定する児童自立支援施設に入所していた者

付 則

- 1 この条例は、令和 6 年 11 月 1 日から施行する。
- 2 この条例の規定による改正後の彦根市営住宅の設置および管理に関する条例の規定は、この
条例の施行の日以後に開始する入居者の公募その他の手続について適用し、同日前に開始し
た入居者の公募その他の手続については、なお従前の例による。

議案第 73 号

彦根市子どもセンターの指定管理者の指定につき議決を求めることについて
上記の議案を提出する。

令和 6 年(2024 年)9 月 2 日

彦根市長 和田 裕 行

彦根市子どもセンターの指定管理者の指定につき議決を求めることについて

彦根市子どもセンターの指定管理者を下記のとおり指定することについて、地方自治法(昭和
22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

記

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称および所在地

- (1) 名 称 彦根市子どもセンター
- (2) 所在地 彦根市日夏町 4769 番地

2 指定管理者となる団体の名称、代表者および所在地

- (1) 名 称 高木・技研特別共同体
- (2) 代表者 株式会社高木造園 代表取締役 高 木 淳 一
- (3) 所在地 彦根市長曾根南町 478 番地

3 指定期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

議案第 74 号

令和 5 年度(2023 年度)彦根市病院事業会計の決算につき認定を求めることについて
上記の議案を提出する。

令和 6 年(2024 年)9 月 2 日

彦根市長 和田 裕 行

令和 5 年度(2023 年度)彦根市病院事業会計の決算につき認定を求めることについて

地方公営企業法(昭和 27 年法律第 292 号)第 30 条第 4 項の規定により、令和 5 年度(2023 年度)彦根市病院事業会計の決算につき、別冊のとおり監査委員の意見を付けて、議会の認定を求める。

議案第 75 号

令和 5 年度(2023 年度)彦根市水道事業会計の決算につき認定を求めることについて
上記の議案を提出する。

令和 6 年(2024 年)9 月 2 日

彦根市長 和田 裕 行

令和 5 年度(2023 年度)彦根市水道事業会計の決算につき認定を求めることについて

地方公営企業法(昭和 27 年法律第 292 号)第 30 条第 4 項の規定により、令和 5 年度(2023 年度)彦根市水道事業会計の決算につき、別冊のとおり監査委員の意見を付けて、議会の認定を求める。

議案第 76 号

令和 5 年度(2023 年度)彦根市下水道事業会計の決算につき認定を求めることについて
上記の議案を提出する。

令和 6 年(2024 年)9 月 2 日

彦根市長 和田 裕 行

令和 5 年度(2023 年度)彦根市下水道事業会計の決算につき認定を求めることについて

地方公営企業法(昭和 27 年法律第 292 号)第 30 条第 4 項の規定により、令和 5 年度(2023 年度)彦根市下水道事業会計の決算につき、別冊のとおり監査委員の意見を付けて、議会の認定を求める。

議案第 77 号

彦根市教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和 6 年(2024 年)9 月 2 日

彦根市長 和田 裕 行

彦根市教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて

彦根市教育委員会教育長に下記の者を任命することにつき、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31 年法律第 162 号)第 4 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

記

- 1 住 所 彦根市竹ヶ鼻町 590 番地
- 2 氏 名 西 嶋 良 年
- 3 生年月日 昭和 35 年(1960 年)3 月 17 日

議案第 78 号

彦根市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
上記の議案を提出する。

令和 6 年(2024 年)9 月 2 日

彦根市長 和田 裕 行

彦根市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

彦根市教育委員会委員に下記の者を任命することにつき、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31 年法律第 162 号)第 4 条第 2 項の規定により、議会の同意を求める。

記

- 1 住 所 彦根市西今町 823 番地 30
- 2 氏 名 小 松 照 明
- 3 生年月日 昭和 27 年(1952 年)5 月 4 日

- 平成 21 年 4 月
) パナソニック電工株式会社(現パナソニック株式会社)電器事業本
 部長付副理事
- 平成 24 年 5 月
- 平成 21 年 4 月
) 滋賀労働基準協会彦根支部安全部会長
- 平成 23 年 3 月
- 平成 21 年 6 月
) 彦根市まちづくり基本条例検討委員会委員
- 平成 23 年 8 月
- 平成 23 年 3 月
) 彦根市教育委員会委員
- 至 現 在
- 平成 24 年 6 月
) 彦根商工会議所ひこねものづくり支援室長
- 平成 31 年 3 月
- 平成 26 年 10 月
) 彦根市教育委員会委員長
- 平成 27 年 10 月
- 平成 27 年 10 月
) 彦根市教育委員会教育長職務代理者
- 令和 2 年 10 月
- 令和元年 11 月
) 滋賀中央信用金庫地域支援部
- 令和 3 年 3 月
- 令和 3 年 5 月
) 株式会社永樂屋顧問
- 令和 4 年 2 月
- 令和 4 年 2 月
) 同社永樂屋工場長
- 令和 5 年 6 月
- 令和 6 年 1 月
) 滋賀中央信用金庫地域支援部地域コーディネーター
- 至 現 在
- 令和 6 年 4 月
) 滋賀大学客員社会連携コーディネーター
- 至 現 在

議案第 79 号

彦根市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
上記の議案を提出する。

令和 6 年(2024 年)9 月 2 日

彦根市長 和田 裕 行

彦根市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

彦根市教育委員会委員に下記の者を任命することにつき、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31 年法律第 162 号)第 4 条第 2 項の規定により、議会の同意を求める。

記

- 1 住 所 彦根市古沢町 758 番地 21
- 2 氏 名 本 田 啓 子
- 3 生年月日 昭和 27 年(1952 年)1 月 5 日

平成 29 年 3 月

) 公益財団法人びわ湖芸術文化財団理事

至 現 在

令和 2 年 10 月

) 彦根市教育委員会教育長職務代理者

至 現 在

諮問第 1 号

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
上記の件につき諮問する。

令和 6 年(2024 年)9 月 2 日

彦根市長 和田 裕 行

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

法務大臣が委嘱する人権擁護委員の候補者に、下記の者を推薦することにつき、人権擁護委員法(昭和 24 年法律第 139 号)第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求める。

記

- 1 住 所 彦根市川瀬馬場町〇〇〇〇〇〇
- 2 氏 名 白 杵 孝
- 3 生年月日 昭和 22 年(1947 年) 〇〇〇〇〇

諮問第 2 号

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
上記の件につき諮問する。

令和 6 年(2024 年)9 月 2 日

彦根市長 和田 裕 行

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

法務大臣が委嘱する人権擁護委員の候補者に、下記の者を推薦することにつき、人権擁護委員
法(昭和 24 年法律第 139 号)第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求める。

記

- 1 住 所 彦根市馬場一丁目〇〇〇〇〇
- 2 氏 名 竹 内 彰
- 3 生年月日 昭和 25 年(1950 年) 〇〇〇〇〇

○○○○○○○○) ○○○○○○○○○○
 ○○○○○○○○
 ○○○○○○○○) ○○○○○○○○○○
 ○○○○○○○○
 ○○○○○○○○) ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
 ○○○○○○○○
 ○○○○○○○○) ○○○○○○○○○○
 ○○○○○○○○
 ○○○○○○○○) ○○○○○○○○○○○○○○
 ○○○○○○○○
 ○○○○○○○○) ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
 ○○○○○○○○
 ○○○○○○○○) ○○○○○○○○
 ○ ○ ○
 ○○○○○○○○) ○○○○○○○○○○○○○○○○
 ○ ○ ○
 ○○○○○○○○) ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
 ○ ○ ○
 ○○○○○○○○) ○○○○○○○○○○○○○○○○
 ○ ○ ○
 ○○○○○○○○) ○○○○○○○○○○
 ○ ○ ○
 ○○○○○○○○) ○○○○○○○○○○○○○○○○○○
 ○ ○ ○

諮問第 3 号

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
上記の件につき諮問する。

令和 6 年(2024 年)9 月 2 日

彦根市長 和田 裕 行

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

法務大臣が委嘱する人権擁護委員の候補者に、下記の者を推薦することにつき、人権擁護委員
法(昭和 24 年法律第 139 号)第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求める。

記

- 1 住 所 彦根市本庄町〇〇〇〇〇〇
- 2 氏 名 田 口 全 男
- 3 生年月日 昭和 28 年(1953 年) 〇〇〇〇〇

諮問第 4 号

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
上記の件につき諮問する。

令和 6 年(2024 年)9 月 2 日

彦根市長 和田 裕 行

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

法務大臣が委嘱する人権擁護委員の候補者に、下記の者を推薦することにつき、人権擁護委員
法(昭和 24 年法律第 139 号)第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求める。

記

- 1 住 所 彦根市彦富町〇〇〇〇〇〇〇
- 2 氏 名 大 橋 秀 子
- 3 生年月日 昭和 23 年(1948 年) 〇〇〇〇〇

諮問第 5 号

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
上記の件につき諮問する。

令和 6 年(2024 年)9 月 2 日

彦根市長 和田 裕 行

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

法務大臣が委嘱する人権擁護委員の候補者に、下記の者を推薦することにつき、人権擁護委員
法(昭和 24 年法律第 139 号)第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求める。

記

- 1 住 所 彦根市古沢町○○○○○○○○○○○○○○○○○○
- 2 氏 名 戸 成 晴 美
- 3 生年月日 昭和 33 年(1958 年) ○○○○○

諮問第 6 号

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
上記の件につき諮問する。

令和 6 年(2024 年)9 月 2 日

彦根市長 和田 裕 行

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

法務大臣が委嘱する人権擁護委員の候補者に、下記の者を推薦することにつき、人権擁護委員
法(昭和 24 年法律第 139 号)第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求める。

記

- 1 住 所 彦根市開出今町〇〇〇〇〇〇〇〇
- 2 氏 名 成 松 祐 子
- 3 生年月日 昭和 34 年(1959 年) 〇〇〇〇〇

○○○○○○○
) ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○
○○○○○○○
) ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
○ ○ ○

報告第 16 号

令和 5 年度(2023 年度)一般財団法人彦根市事業公社の決算状況について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 243 条の 3 第 2 項の規定により、令和 5 年度(2023 年度)一般財団法人彦根市事業公社の決算に関する書類を、別添のとおり提出する。

令和 6 年(2024 年)9 月 2 日

彦根市長 和田 裕 行

報告第 17 号

第 36 期彦根総合地方卸売市場株式会社の決算状況について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 243 条の 3 第 2 項の規定により、第 36 期彦根総合地方卸売市場株式会社の決算に関する書類を、別添のとおり提出する。

令和 6 年(2024 年)9 月 2 日

彦根市長 和田 裕 行

報告第 18 号

第 27 期株式会社夢京橋の決算状況について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 243 条の 3 第 2 項の規定により、第 27 期株式会社夢京橋の決算に関する書類を、別添のとおり提出する。

令和 6 年(2024 年)9 月 2 日

彦根市長 和田 裕 行

報告第 19 号

第 21 期株式会社四番町スクエアの決算状況について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 243 条の 3 第 2 項の規定により、第 21 期株式会社四番町スクエアの決算に関する書類を、別添のとおり提出する。

令和 6 年(2024 年)9 月 2 日

彦根市長 和田 裕 行

報告第 20 号

市の債権の放棄について

彦根市債権管理条例(平成 25 年彦根市条例第 12 号。以下「条例」という。)第 6 条の規定により、市の債権を放棄したので、条例第 7 条の規定により、議会に報告する。

令和 6 年(2024 年)9 月 2 日

彦根市長 和田 裕 行

1 市の債権の名称

市営住宅家賃債権

2 放棄した市の債権の額

89,185 円

3 市の債権を放棄した理由およびその内訳

条例第 6 条第 1 号に該当したもの

2 件 89,185 円

報告第 21 号

市の債権の放棄について

彦根市債権管理条例(平成 25 年彦根市条例第 12 号。以下「条例」という。)第 6 条の規定により、市の債権を放棄したので、条例第 7 条の規定により、議会に報告する。

令和 6 年(2024 年)9 月 2 日

彦根市長 和田 裕 行

1 市の債権の名称

市営住宅駐車場使用料債権

2 放棄した市の債権の額

33,774 円

3 市の債権を放棄した理由およびその内訳

条例第 6 条第 1 号に該当したもの

2 件 33,774 円

報告第 22 号

市の債権の放棄について

彦根市債権管理条例(平成 25 年彦根市条例第 12 号。以下「条例」という。)第 6 条の規定により、市の債権を放棄したので、条例第 7 条の規定により、議会に報告する。

令和 6 年(2024 年)9 月 2 日

彦根市長 和田 裕 行

1 市の債権の名称

市営住宅弁償金債権

2 放棄した市の債権の額

606,913 円

3 市の債権を放棄した理由およびその内訳

条例第 6 条第 1 号に該当したもの

1 件 606,913 円

報告第 23 号

市の債権の放棄について

彦根市債権管理条例(平成 25 年彦根市条例第 12 号。以下「条例」という。)第 6 条の規定により、市の債権を放棄したので、条例第 7 条の規定により、議会に報告する。

令和 6 年(2024 年)9 月 2 日

彦根市長 和田 裕 行

1 市の債権の名称

彦根市立病院診療費用等債権

2 放棄した市の債権の額

5,803,419 円

3 市の債権を放棄した理由およびその内訳

(1) 条例第 6 条第 1 号に該当したもの

158 件 5,226,429 円

(2) 条例第 6 条第 2 号に該当したもの

8 件 487,870 円

(3) 条例第 6 条第 3 号に該当したもの

2 件 89,120 円

報告第 24 号

市の債権の放棄について

彦根市債権管理条例(平成 25 年彦根市条例第 12 号。以下「条例」という。)第 6 条の規定により、市の債権を放棄したので、条例第 7 条の規定により、議会に報告する。

令和 6 年(2024 年)9 月 2 日

彦根市長 和田 裕 行

1 市の債権の名称

水道料金債権

2 放棄した市の債権の額

960,266 円

3 市の債権を放棄した理由およびその内訳

(1) 条例第 6 条第 1 号に該当したもの

190 件 918,895 円

(2) 条例第 6 条第 2 号に該当したもの

4 件 17,677 円

(3) 条例第 6 条第 3 号に該当したもの

11 件 23,694 円

報告第 25 号

市の債権の放棄について

彦根市債権管理条例(平成 25 年彦根市条例第 12 号。以下「条例」という。)第 6 条の規定により、市の債権を放棄したので、条例第 7 条の規定により、議会に報告する。

令和 6 年(2024 年)9 月 2 日

彦根市長 和田 裕 行

1 市の債権の名称

学校給食費徴収金債権

2 放棄した市の債権の額

99,340 円

3 市の債権を放棄した理由およびその内訳

条例第 6 条第 1 号に該当したもの

24 件 99,340 円